

POPs条約第12回締約国会議において決定された事項

○附属書A(廃絶)への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
クロルピリホス	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^{注)}あり) <ul style="list-style-type: none"> － 農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除 － 農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除 － 牛のダニ駆除 － 建築物の基礎に用いる木材の害虫からの保護
中鎖塩素化パラフィン(炭素数14~17までのものであつて塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)	金属加工油剤・難燃性樹脂原料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^{注)}あり) <ul style="list-style-type: none"> － 以下の用途の軟質ポリ塩化ビニル <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設分野の用途 ※ただし、ワイヤー及びケーブル以外の用途については、商業分野ではない屋内生活空間における用途を除く ・ 医療機器及び体外検査用機器のワイヤー及びケーブル ・ 食品包装を除く包装分野のカレンダーフィルム － 地下炭鉱で使用される硬質織物製コンベヤベルト － 断熱用発泡エラストマー － 以下の用途の接着剤及びシーラント <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア及び窓のシーリングに使用されるポリサルファイドシーラント及び一液式ポリウレタンフォーム ・ 防水及び防食コーティング ・ 航空宇宙及び防衛用途(ポリウレタン接着剤、不正開封防止パテ等) － 航空宇宙及び防衛製品の非構造接着に使用されるテープ － 子供用製品を除く皮革の加脂成分

		<ul style="list-style-type: none"> — 緊急対応用発火装置 — 弹薬及び弾薬マーキング用の塗料及びコーティング剤 — 以下の用途等の金属加工油剤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空宇宙 ・ 防衛 ・ 全ての陸上車両を含む自動車 ・ 医療機器、体外診断用機器及び測定、分析、製造、制御、監視、試験、検査用の機器として使用される電気電子機器 ・ 農業、建築、建設、林業、造園に使用される機械及び工具 ・ エネルギー及び発電 ・ 石油及びガスの採掘 ・ 化学製品の生産及び精製 ・ 原子力発電施設 ・ 低炭素エネルギー技術及び再生可能エネルギー技術 ・ 非電気電子機器分野の医療機器 — 以下の用途の修理及び交換部品に使用されるポリマー及びゴム <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上自動車及び農業、建設、林業、造園に使用される機械の部品 ・ 医療機器、体外診断用機器及び測定、分析、製造、制御、監視、試験、検査用の機器として使用される電気電子機器 ・ 航空宇宙及び防衛用途 — 特定の効果（例えば、音、煙、光）を得るための弾薬用火工品防御装置 — 極度の温度から保護するための宇宙防衛機器及びその包装用の膨張性コーティング剤及び塗料 — 宇宙防衛機器の修理及び交換部品に使用するためのコーティング剤及び塗料
長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質(炭素数9～21までのもの)	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	<ul style="list-style-type: none"> — 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定^{注)}あり) — 交換部品として設計された半導体 — 大量生産を中止した自動車の交換部品

注) 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われます。

なお、上記の適用除外のうち、中鎖塩素化パラフィンの「金属加工油剤」については、回収システムを備えた専門的又は産業的環境で使用される場合に2036年まで適用除外が認められ、「修理部品及び交換部品に使用されるポリマー及びゴム」については、対象物品の耐用年数の終了か2041年のいずれか早い方まで適用除外が認められ、「特定の効果を得るための弾薬用火工品防御装置」及び「極度の温度から保護するための宇宙防衛機器及びその包装用の膨張性コーティング剤及び塗料」については2041年まで適用除外が認められ、「宇宙防衛機器の修理及び交換部品に使用するためのコーティング剤及び塗料」については、2041年までのCOPにおいてその必要性が評価された上で当該機器の修理及び保守のために当該機器の耐用年数の終了まで引き続き利用可能となります。

また、上記の適用除外のうち、長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質の「交換部品として設計された半導体」のうち内燃機関駆動船舶向けのもの、「大量生産を中止した自動車の交換部品」については、修理される物品の耐用年数の終了か2041年のいずれか早い方まで適用除外が認められます。